

意見聴取要請の概要

食品安全基本法第 24 条第 1 項関係

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 10 条の規定に基づき、同条の人の健康を損なうおそれのない添加物として、次に掲げるものを新たに定め、あわせて、同法第 11 条第 1 項の規定に基づき、成分規格を設定すること。

（平成 16 年 3 月 4 日付け）

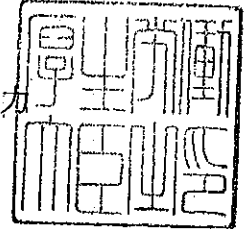
- ・ステアリン酸カルシウム

（高級脂肪酸であるステアリン酸のカルシウム塩。欧米においてはパン、菓子、食肉製品、スープ等の食品に安定剤、増粘剤、固結防止剤等の様々な用途で広く利用されている。）

厚生労働省発食安第 0304001 号
平成 16 年 3 月 4 日

食品安全委員会
委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 坂口 力



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第10条の規定に基づき、同条の人の健康を損なうおそれのない添加物として、次に掲げるものを新たに定め、あわせて、同法第11条第1項の規定に基づき、成分規格を設定すること

ステアリン酸カルシウム

